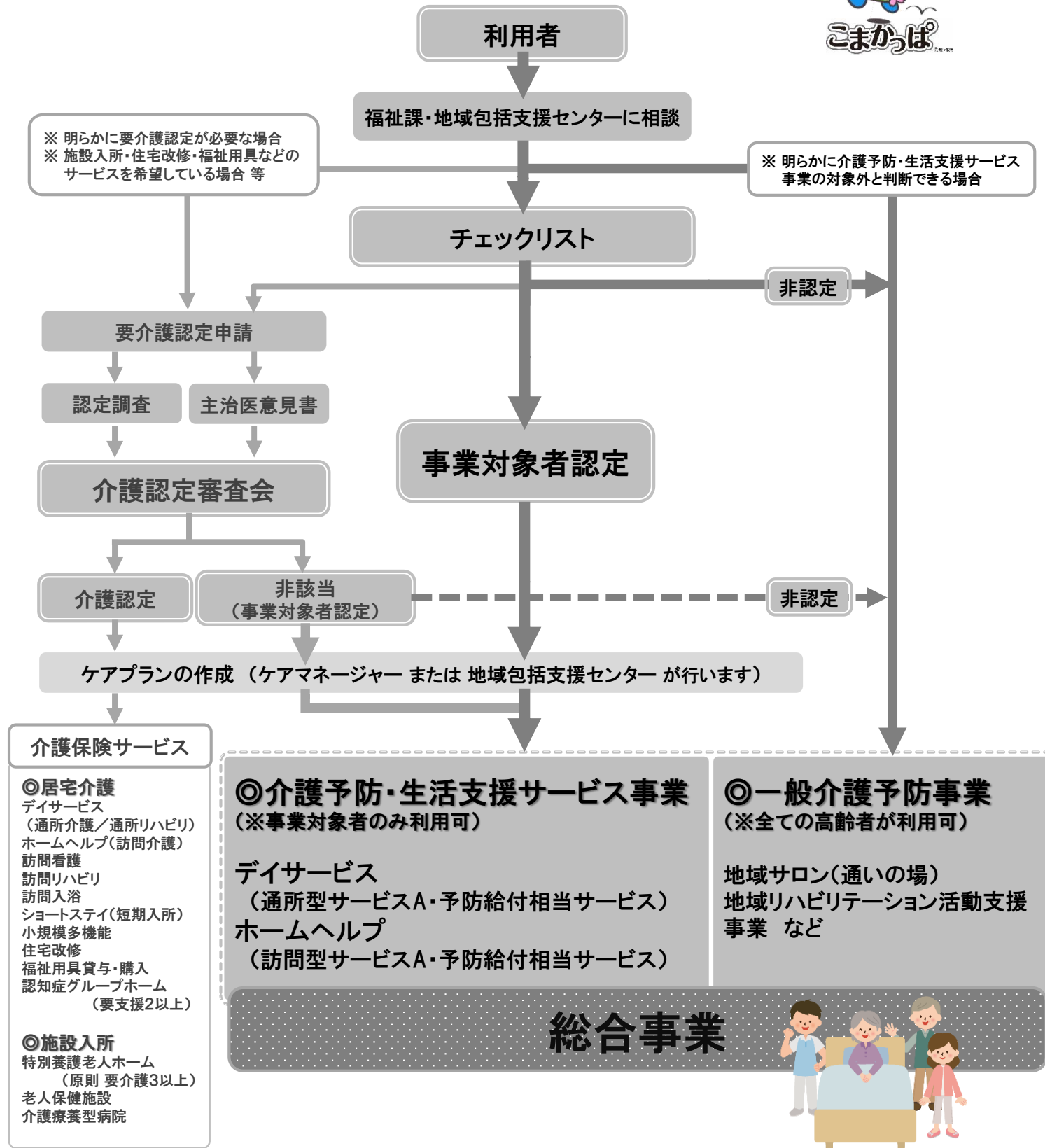


総合事業 利用の流れ



- 介護保険サービス**
- ◎居宅介護
 - デイサービス (通所介護/通所リハビリ)
 - ホームヘルプ(訪問介護)
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリ
 - 訪問入浴
 - ショートステイ(短期入所)
 - 小規模多機能
 - 住宅改修
 - 福祉用具貸与・購入
 - 認知症グループホーム (要支援2以上)
 - ◎施設入所
 - 特別養護老人ホーム (原則 要介護3以上)
 - 老人保健施設
 - 介護療養型病院

◎介護予防・生活支援サービス事業 (※事業対象者のみ利用可)

デイサービス (通所型サービスA・予防給付相当サービス)
ホームヘルプ (訪問型サービスA・予防給付相当サービス)

◎一般介護予防事業 (※全ての高齢者が利用可)

地域サロン(通いの場)
地域リハビリテーション活動支援事業 など

総合事業

参考：介護サービス情報公表システム (厚生労働省)

駒ヶ根市

介護予防・日常生活支援総合事業 利用者向けリーフレット



総合事業とは？

- 駒ヶ根市では、地域の誰もが参加できる、身近な場所での「体操教室」や「サロン」など、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや、運営について幅広く応援しています。また、自立した日常生活を送ることを支援するための通所・訪問サービスの事業を行っています。
- このような介護予防を目的として総合的に行われる事業を、「介護予防・日常生活支援総合事業」と呼び、通称「総合事業」としてご案内しています。

どうすれば、利用・参加できますか？

- チェックリストによる簡単な質問にお答えいただきます。その結果により、「事業対象者」として認定されれば、介護予防・生活支援サービス事業の「通所型サービス(デイ)」や「訪問型サービス(ホームヘルプ)」などのサービスが利用できます。
- 「事業対象者」として認定されなくても、一般介護予防事業の「地域サロン(通いの場)」など様々な事業に参加することができます。
- 具体的な利用の流れについては、左記の「総合事業 利用の流れ」をご覧ください。
- 総合事業に関するご不明な点・ご相談につきましては、左記の駒ヶ根市地域包括支援センターへお問い合わせください。



駒ヶ根市地域包括支援センター
(駒ヶ根市 地域保健課)
TEL: 0265-81-6695 (直通)
TEL: 0265-83-2111 (内線331~336)

駒ヶ根市 福祉課 高齢福祉係
TEL: 0265-83-2111 (内線316~318)

駒ヶ根市 総合事業 (介護予防・日常生活支援総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

以下のサービスを受けるには、「要支援」またはチェックリストにより「事業対象者」の認定を受ける必要があります。

予防給付相当サービス (デイサービス)

入浴支援や、生活機能を向上するための機能訓練を目的としたデイサービスを提供します。

通所型サービスA (ミニ デイサービス)

運動・レクリエーション等のデイサービスです。ケアマネジメントにより利用者の自立支援に資するサービスを提供します。通常のデイサービスと比べて、時間が短く、入浴支援はありません。

ミニデイサービスを利用されている方は、身体や生活の状態・本人の希望により、右記の地域サロン (通いの場) への移行も進めています。

予防給付相当サービス (ホームヘルプ)

認知機能の低下や、退院直後で身体状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要とされる方に向けて、身体援助 (入浴・排泄などに関する支援) や生活支援 (調理・洗濯・買い物・掃除・ゴミ分別) を主として提供しています。

訪問型サービスA (ホームヘルプ)

日常生活を送るうえで、身体的な課題により自分一人ではできないことを訪問介護員と一緒にいき、自立した生活に結びつくようなサービスを提供します。

主な支援として、生活支援 (調理・洗濯・買い物・掃除・ゴミ分別) を提供しています。

訪問型サービスC (短期集中予防サービス)

地域包括支援センターの計画のもとで、保健師・リハビリ専門職などによる自宅での相談指導等を受けることができます。

H30より
実施予定

通所



訪問



一般介護予防事業

以下の事業は、「要支援」や「事業対象者」の認定を受けなくても、65歳以上であれば、どなたでも参加することができます。

地域サロン (通いの場)

見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的とした地域サロンへ参加できます。当市の地域サロンは、市内の各地区に設置される予定です。市では、地域サロンを支える立場でご協力いただける方も広く募集しています。

介護予防普及啓発事業

介護予防活動の重要性を周知するために、認知症や脳卒中予防のための講座・講演会などを開催します。また、歩行を軸とした健康づくり (活動量計) も実施しています。

地域リハビリテーション活動支援事業

通所・訪問・地域ケア会議・サービス担当者会議・地域サロンにリハビリテーション専門職等の関与を促進し、地域の介護予防の取組を強化します。

介護
予
防



総合事業に関するご相談は・・・

総合事業のサービスを利用したい、地域サロンに参加したいなどのご相談につきましては、下記までお問い合わせください。

駒ヶ根市地域包括支援センター

〒399-4192 長野県駒ヶ根市赤須町20番1号

☎ 0265-81-6695 (直通)

☎ 0265-83-2111 (内線331~336)

FAX 0265-83-8590

